



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- * 44 和歌山県職員倫理規則の一部を改正する規則 (監察査察課) 1
- * 45 和歌山県営自転車競走実施規則の一部を改正する規則 (商工観光労働総務課) 2
- * 46 和歌山県営自転車競走競技規則の一部を改正する規則 (") 3

○ 人事委員会規則

- * 17 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 4

○ 教育委員会規則

- * 15 和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則 4
- * 16 和歌山県教育委員会教職員倫理規則の一部を改正する規則 5

○ 告示

- 381 行政書士試験の指定試験機関の名称の変更 (市町村課) 5
- 382 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課) 5
- 383 " (") 6
- 384 " (") 6
- 385 " (") 6
- 386 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (") 6
- 387 " (") 7
- 388 大規模小売店舗立地法による田辺市から聴取した意見の概要 (商工振興課) 7
- 389 紀の川土地改良区連合の定款及び役員選任規程変更の認可 (農業農村整備課) 7
- 390 木材業者等の登録 (林業振興課) 8
- 391 保安林の指定の解除予定 (森林整備課) 8
- 392 公共測量の終了 (技術調査課) 8
- 393 紀見ヶ丘建築協定の認可 (建築住宅課) 8
- 394 道路の指定 (") 8

○ 正誤

- 平成25年3月26日付け和歌山県報号外 (3) 監査公表第9号中 9

規 則

和歌山県規則第44号

和歌山県職員倫理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年4月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県職員倫理規則の一部を改正する規則

和歌山県職員倫理規則 (平成19年和歌山県規則第14号) の一部を次のように改正する。

第1条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第2条第6項第4号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第7条第1項中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第9条第2項中「隠ぺい」を「隠蔽」に改める。

別表中「社団法人わかやま森林と緑の公社」を「一般社団法人わかやま森林と緑の公社」に、「社団法人和歌山県私学振興基金協会」を「一般社団法人和歌山県私学振興基金協会」に、「財団法人和歌山県文化振興財団」を「一般財団法人和歌山県文化振興財団」に、「財団法人和歌山県勤労福祉協会」を「一般財団法人和歌山県勤労福祉協会」に、「財団法人和歌山県救急医療情報センター」を「公益財団法人和歌山県救急医療情報センター」に、「財団法人和歌山県地域地場産業振興センター」を「公益財団法人和歌山県地域地場産業振興センター」に、「財団法人和歌山県栽培漁業協会」を「公益財団法人和歌山県栽培漁業協会」に、「財団法人和歌山県民総合健診センター」を「公益財団法人和歌山県民総合健診センター」に、「財団法人和歌山県角膜・腎臓移植推進協会」を「公益財団法人和歌山県角膜・腎臓移植推進協会」に、「財団法人和歌山県農業公社」を「公益財団法人和歌山県農業公社」に、「財団法人和歌山県国際交流協会」を「公益財団法人和歌山県国際交流協会」に、「社団法人和歌山県青少年育成協会」を「公益社団法人和歌山県青少年育成協会」に、「財団法人和歌山県下水道公社」を「公益財団法人和歌山県下水道公社」に、「財団法人和歌山県人権啓発センター」を「公益財団法人和歌山県人権啓発センター」に、「財団法人和歌山県スポーツ振興財団」を「公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団」に、「社団法人畜産協会わかやま」を「公益社団法人畜産協会わかやま」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表に掲げる法人のうち、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第44条の規定による公益社団法人若しくは公益財団法人への移行又は第45条の規定による一般社団法人若しくは一般財団法人への移行により同法第106条第1項（同法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記がされているものについては、当該登記をしたときから当該移行後の法人としてこの表を適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第45号

和歌山県営自転車競走実施規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年4月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県営自転車競走実施規則の一部を改正する規則

和歌山県営自転車競走実施規則（昭和37年和歌山県規則第72号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第2号中「先頭固定競走」の次に「（インターナショナル）又は先頭固定競走（オリジナル）」を加える。

第31条第1項第1号中「先頭固定競走」の次に「（インターナショナル）」を加え、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 先頭固定競走（オリジナル）

第48条第2項及び第50条中「先頭固定競走」の次に「（インターナショナル）又は先頭固定競走（オリジナル）」を加える。

第58条に見出しとして「（制裁）」を付し、同条第4号中「競技規則」の次に「第21条、第23条、」を、「第33条」の次に「（競技規則第24条において読み替えて準用する場合を含む。）」を、「第34条」の次に「（競技規則第24条において準用する場合を含む。）」を加え、同条第5号中「競技規則第32条の2」の次に「（競技規則第24条において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第46号

和歌山県営自転車競走競技規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年4月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県営自転車競走競技規則の一部を改正する規則

和歌山県営自転車競走競技規則（昭和37年和歌山県規則第73号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 削除」を「第4章 先頭固定競走（インターナショナル）（第20条—第29条）」に改め、「第5章 先頭固定競走」を「第5章 先頭固定競走（オリジナル）」に改める。

第4章を次のように改める。

第4章 先頭固定競走（インターナショナル）

（定義）

第20条 先頭固定競走（インターナショナル）は、先頭誘導選手（以下「先頭員」という。）を助走させた後に競走選手（先頭員以外の出走選手を言う。以下同じ。）を発走させ、先頭員に競走選手を第23条に規定する区間まで誘導させる競走とする。

（先頭員の助走開始）

第21条 先頭員は、発走線から自転車の前輪前端までの距離が100メートル以上後方の位置（以下「助走開始位置」という。）につき、審判委員の指示に従い、助走を開始しなければならない。

（発走の合図）

第22条 審判委員は、発走位置についた選手に対し、呼笛により注意を喚起した後「用意」を発声し、次いで先頭員が発走線に到着すると同時に号砲により発走の合図をしなければならない。

（誘導の方法）

第23条 先頭員は、最終周回前回の第2角から第3角までのバック・ストレッチの間（以下「退避区間」という。）に到達するまで、原則として外帯線と内圏線の間を走行して、審判委員があらかじめ指示する走行方法により、競走選手を誘導しなければならない。ただし、誘導中に落車し、又は身体若しくは自転車の故障その他のやむを得ない理由により誘導することができなくなったときは、誘導を中止しなければならない。

（準用）

第24条 第5条、第7条から第19条まで、第31条、第32条の2から第34条まで、第36条から第38条まで、第41条第2項第2号及び同条第3項の規定並びに第10条から第17条まで及び第36条の規定に係る第42条の規定は、先頭固定競走（インターナショナル）に準用する。この場合において、第33条第1号中「第32条第1項」とあるのは「第23条」と、「標識線」とあるのは「退避区間」と、同条第2号中「第32条第1項ただし書」とあるのは「第23条ただし書」と、同条第3号中「前条」とあるのは「第24条において準用する第32条の2」と、第37条中「第32条第1項」とあるのは「第23条」と、「第32条の2」とあるのは「第24条において準用する第32条の2」と、第41条第2項中「それぞれの発走位置」とあるのは「発走位置及び助走開始位置」と、「改めて発走」とあるのは「改めて先頭員を助走させた後に競走選手を発走」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第24条において準用する第41条第2項第2号」と読み替えるものとする。

第25条から第29条まで 削除

「第5章 先頭固定競走」を「第5章 先頭固定競走（オリジナル）」に改める。

第30条を次のように改める。

（定義）

第30条 先頭固定競走（オリジナル）は、先頭員を競走選手と同時に発走させ、先頭員に競走選手を第32条第1項に規定する標識線まで誘導させる競走とする。

第41条第1項中「先頭固定競走」の次に「（オリジナル）」を加える。

第45条第1項第3号中「競走中周回通告員が」を「競走中、周回通告員が」に改め、同項第4号中「競走中動物が」を「競走中、動物が」に改め、同項第5号中「競走中観客の」を「競走中、観客の」に改め、同項第6号中「先頭固定競走」の次に「(インターナショナル)及び先頭固定競走(オリジナル)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第17号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年4月2日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年和歌山県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1条例第2条第1項第1号に該当する団体の項中「財団法人橋本市文化スポーツ振興公社」を「公益財団法人橋本市文化スポーツ振興公社」に、「財団法人和歌山環境保全公社」を「一般財団法人和歌山環境保全公社」に、「財団法人和歌山県勤労福祉協会」を「一般財団法人和歌山県勤労福祉協会」に、「財団法人和歌山県下水道公社」を「公益財団法人和歌山県下水道公社」に、「財団法人和歌山社会経済研究所」を「一般財団法人和歌山社会経済研究所」に、「財団法人和歌山県民総合健診センター」を「公益財団法人和歌山県民総合健診センター」に、「財団法人和歌山県スポーツ振興財団」を「公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団」に、「財団法人和歌山県文化振興財団」を「一般財団法人和歌山県文化振興財団」に、「財団法人和歌山県人権啓発センター」を「公益財団法人和歌山県人権啓発センター」に、「社団法人わかやま森林と緑の公社」を「一般社団法人わかやま森林と緑の公社」に改め、同表条例第2条第1項第2号に該当する団体の項中「財団法人大阪湾ベイエリア開発推進機構」を「一般財団法人大阪湾ベイエリア開発推進機構」に改める。

別表第2条例第10条第2号に該当する特定法人の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第15号

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年4月2日

和歌山県教育委員会委員長 山 下 郁 夫

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則(平成13年和歌山県教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

第13条中「財団法人和歌山県スポーツ振興財団(昭和49年11月27日に財団法人和歌山県スポーツ振興財団という名称で設立された法人をいう。)」を「公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団」に、「財団法人和歌山県文化財センター(昭和62年3月23日に財団法人和歌山県文化財センターという名称で設立された法人をいう。)」を「公益財団法人和歌山県文化財センター」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第16号

和歌山県教育委員会教職員倫理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年4月2日

和歌山県教育委員会委員長 山下 郁夫

和歌山県教育委員会教職員倫理規則の一部を改正する規則

和歌山県教育委員会教職員倫理規則(平成20年和歌山県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項第4号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第9条第2項中「隠ぺい」を「隠蔽」に改める。

別表中「社団法人わかやま森林と緑の公社」を「一般社団法人わかやま森林と緑の公社」に、「社団法人和歌山県私学振興基金協会」を「一般社団法人和歌山県私学振興基金協会」に、「財団法人和歌山県文化振興財団」を「一般財団法人和歌山県文化振興財団」に、「財団法人和歌山県勤労福祉協会」を「一般財団法人和歌山県勤労福祉協会」に、「財団法人和歌山県地域地場産業振興センター」を「公益財団法人和歌山県地域地場産業振興センター」に、「財団法人和歌山県民総合健診センター」を「公益財団法人和歌山県民総合健診センター」に、「財団法人和歌山県下水道公社」を「公益財団法人和歌山県下水道公社」に、「財団法人和歌山県人権啓発センター」を「公益財団法人和歌山県人権啓発センター」に、「財団法人和歌山県スポーツ振興財団」を「公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団」に、「社団法人畜産協会わかやま」を「公益社団法人畜産協会わかやま」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第381号

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条の4第2項の規定により、指定試験機関の名称の変更について届出があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年4月2日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

- 1 変更前の指定試験機関の名称
財団法人行政書士試験研究センター
- 2 変更後の指定試験機関の名称
一般財団法人行政書士試験研究センター
- 3 変更しようとする年月日
平成25年4月1日

和歌山県告示第382号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので公示する。

平成25年4月2日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011000	むくのき	橋本市高野口町名	就労移行支援	社会福祉法人椋	橋本市高野口町名	平成

183		古曾724		の樹福祉会	古曾724	25.3.31
-----	--	-------	--	-------	-------	---------

和歌山県告示第383号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので公示する。

平成25年4月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011800178	きのかわ共同作業所	岩出市根来1557	自立訓練（生活訓練）	社会福祉法人きのかわ福祉会	岩出市根来1557	平成25.3.31

和歌山県告示第384号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので公示する。

平成25年4月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012250175	町家カフェ上屋敷二丁目	田辺市上屋敷二丁目6-31	就労移行支援	特定非営利活動法人かたつむりの会	田辺市上屋敷一丁目1-32	平成25.3.31

和歌山県告示第385号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので公示する。

平成25年4月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012405019	いきいき作業所	西牟婁郡白浜町安宅425-16	生活介護	社会福祉法人ふたば福祉会	田辺市文里1-15-13	平成25.3.31

和歌山県告示第386号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成25年4月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3012250282	ゆうあいホーム（ショートステイ事業）	田辺市たきない町22-15	短期入所	知的障害者 精神障害者	社会福祉法人やおき福祉会	田辺市下三栖1475-201	平成24.4.1	平成30.3.31

和歌山県告示第387号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成25年4月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3011610205	かぐのみ苑 湯浅ショートステイサービス	有田郡湯浅町湯浅2032-1	短期入所	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者	社会福祉法人平成福祉会	海南市下津町丸太1111-1	平成24.7.1	平成30.6.30

和歌山県告示第388号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により田辺市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成25年4月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) テックランド和歌山田辺店
和歌山県田辺市東山二丁目965番 他

2 意見の概要

- (1) 来客が殺到することが見込まれるオープン時や特売日等は、周辺道路へ交通の支障を来たすことがないように交通整理員の増員配置をお願いします。
- (2) 閉店時間帯は青少年等の溜まり場とならないよう、駐車場等の出入り口の閉鎖措置をお願いします。
- (3) 市道東山8号線を横断する車輛と市道東山8号線を走行する車輛との安全の確保をお願いします。
- (4) 施設内に騒音規制法、振動規制法、和歌山県公害防止条例にかかる特定施設を設置する場合は、田辺市環境課に特定施設設置届けを提出してください。また、施設建設工事の際、前記の法・条例にかかる特定建設作業を実施する場合は、実施の1週間前に田辺市環境課へ特定建設作業実施届を提出してください。
- (5) 事業系ごみについては、排出事業者の責任において適正に処理してください。
- (6) 近隣住民からの要望、苦情等については、関係法令を遵守するとともに、誠意を持って適切な対応をお願いします。

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）
田辺市産業部商工振興課（田辺市新屋敷町1番地）

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成25年4月2日から平成25年5月2日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第389号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する第30条第2項の規定により、紀の川土地改良区連合の定款及び役員選任規程変更を認可したので、同法第84条において準用する同法第30条第3項の

規定により、この旨を公告する。

平成25年4月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第390号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成25年4月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

木材登録番号	製材登録番号	チップ登録番号	登録年月日	住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名	業務の態様	営業所又は工場の名称及び所在地
5003	5002	5001	平成25.3.13	御坊市塩屋町北塩屋67-6-51	株式会社竹中商店 代表取締役 竹中香哉子	木材・製材 ・チップ	日高郡美浜町和田101-1

和歌山県告示第391号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年4月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 解除予定保安林の所在場所 田辺市新庄町字西橋谷46の4（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第392号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山地方務局長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成25年4月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 作業の種類 公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）
- 作業期間 平成24年11月26日から平成25年2月1日まで
- 作業地域 和歌山市関戸三丁目ないし五丁目、西浜の一部

和歌山県告示第393号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により、紀見ヶ丘建築協定を平成25年3月25日に認可したので、同条第2項の規定により公告する。

なお、建築協定書及び関係図書は、橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年4月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第394号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づく道路を次のとおり指定した。

平成25年4月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

名 称	指定年月日	延 長	幅 員	所在地 起点
				所在地 終点
市道船戸字中線	平成25. 4. 2	160. 7m	4. 0m～5. 5m	岩出市船戸字笑松130番1地内
				岩出市船戸字船戸232番2地内

正 誤

正 誤

平成25年3月26日付け和歌山県報号外 (3) 監査公表第9号中

ページ	誤	正
10	財政課	管財課